

森林林業の推進に関する包括連携協定書

垂水市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おおすみ100年の森（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し垂水市内における森林林業の推進に関する問題解決に取り組むため、以下のとおり森林林業の推進に関する包括連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、垂水市内における森林林業の推進に関する諸問題を解決することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- （1） 持続可能な森林整備の推進及び林業、木材産業の振興に関すること
- （2） 地域における森林林業の普及啓発に関すること
- （3） 森林や木材を活用した環境教育に関すること
- （4） 林業分野における人材育成に関すること
- （5） その他相互に必要と認められる事項に関すること

（連携の実施）

第3条 本協定に関する連携の実施に当たり、連携協力推進会議を設置することができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙いずれから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（協定解除）

第6条 甲又は乙が、有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩してはならない。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年7月8日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長

尾脇雅弥

乙 鹿児島県鹿屋市下高隈町5454番地11
NPO法人おおすみ100年の森
理事長

大竹野 千里